

鳩山監査委員告示第 4 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度鳩山町資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果を次のとおり公表する。

令和 6 年 9 月 11 日

鳩山町監査委員 戸 口 章

鳩山町監査委員 日 坂 和 久

鳩 監 第 45 号

令和 6 年 8 月 20 日

鳩山町長 小 川 知 也 様

監査委員 戸 口 章

監査委員 日 坂 和 久

令和 5 年度鳩山町資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度鳩山町資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

令和5年度資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査日

令和6年7月25日

3 審査の実施場所

鳩山町役場 議員控室

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

特別会計の名称	比率名	令和5年度	経営健全化基準
鳩山町水道事業会計	資金不足比率	—	20.0%
鳩山町下水道事業会計		—	20.0%

※資金不足比率が算定されない場合は「—」で表記。

(2) 個別意見

令和4年度と同様に、各会計ともに資金不足比率は数値なしであり、経営健全化基準内となっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はないが、各会計ともに引き続き経営の健全化に努められたい。